

# 役員報酬規程

(目的)

## 第1条

この規程は、学校法人東京純心女子学園(以下「学園」という)寄附行為第35条の規定により、役員報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

## 第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者及び理事長をいう。

(3)非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(4)役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等)

## 第3条

役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1)常勤の役員は「給与規程」に基づき、教職員としての報酬を支給する。また、役員退任時には「退職金規程」に基づき算出した額に、100分の150を乗じて得た額の退職金を支給する。

(2)非常勤の役員は理事会及び評議員会の開催1日につき70,000円を支給する。また、役員退職慰労金は支払わない。

(報酬等の支給方法)

## 第4条

役員に対する報酬等の支給方法は給与並びに退職金規程に定める方法で支給する。

(役員の出張旅費等)

## 第5条

役員が、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たる際の旅費・交通費については、「旅費規程」に則り支給する。

2 役員が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

## 第6条

この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第7条

この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、従来の役員報酬規程及び役員退職金規程は令和2年3月31日に廃止する。